

# 都市整備委員会資料

都市建設局・交通局

令和3年4月21日

## 目 次

### 都市建設局※各区役所区民部土木センター含む

<u>組織図</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
<u>執行部名簿</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
<u>事務分掌</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
<u>事業概要</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16

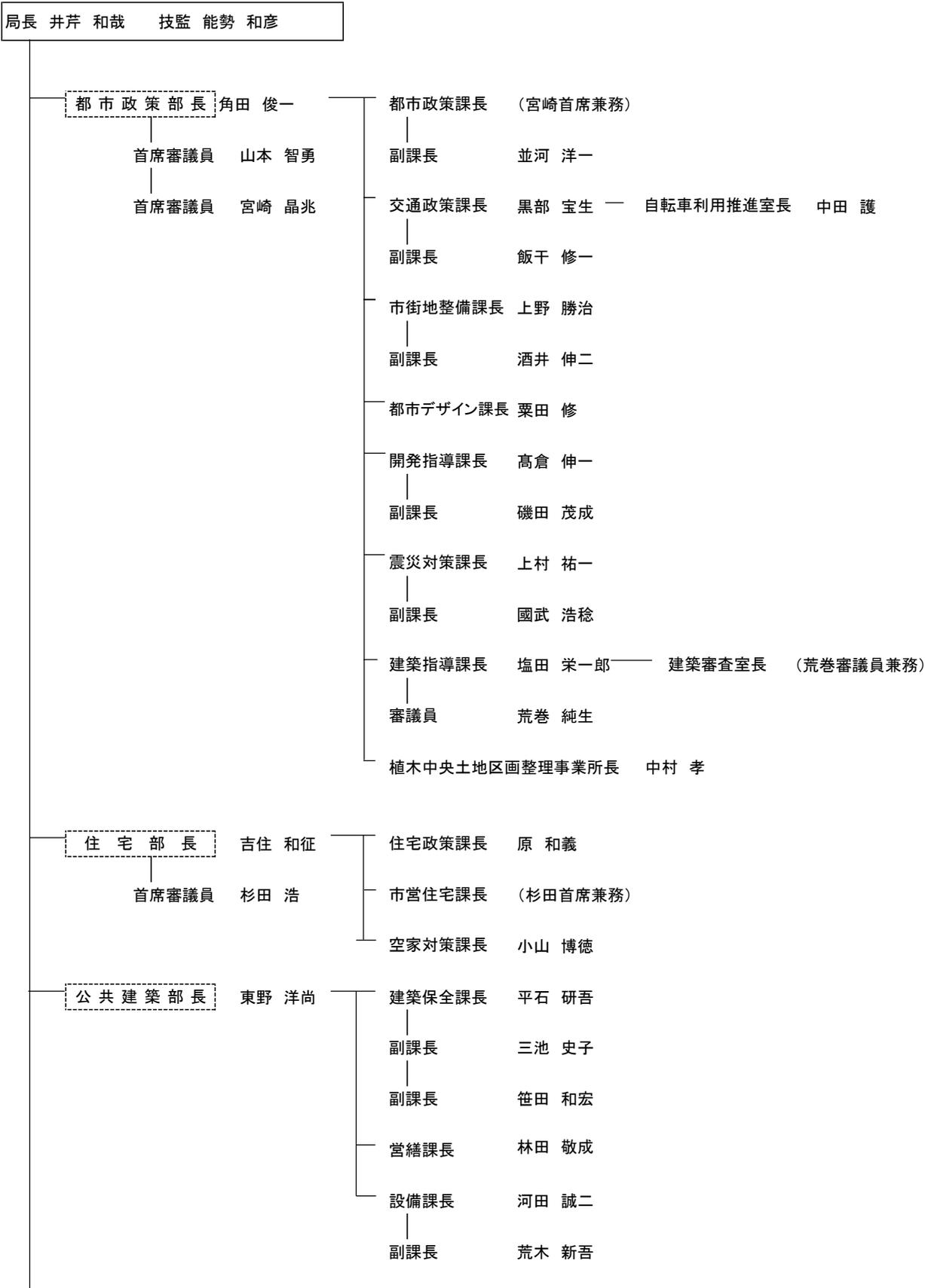
### 交 通 局

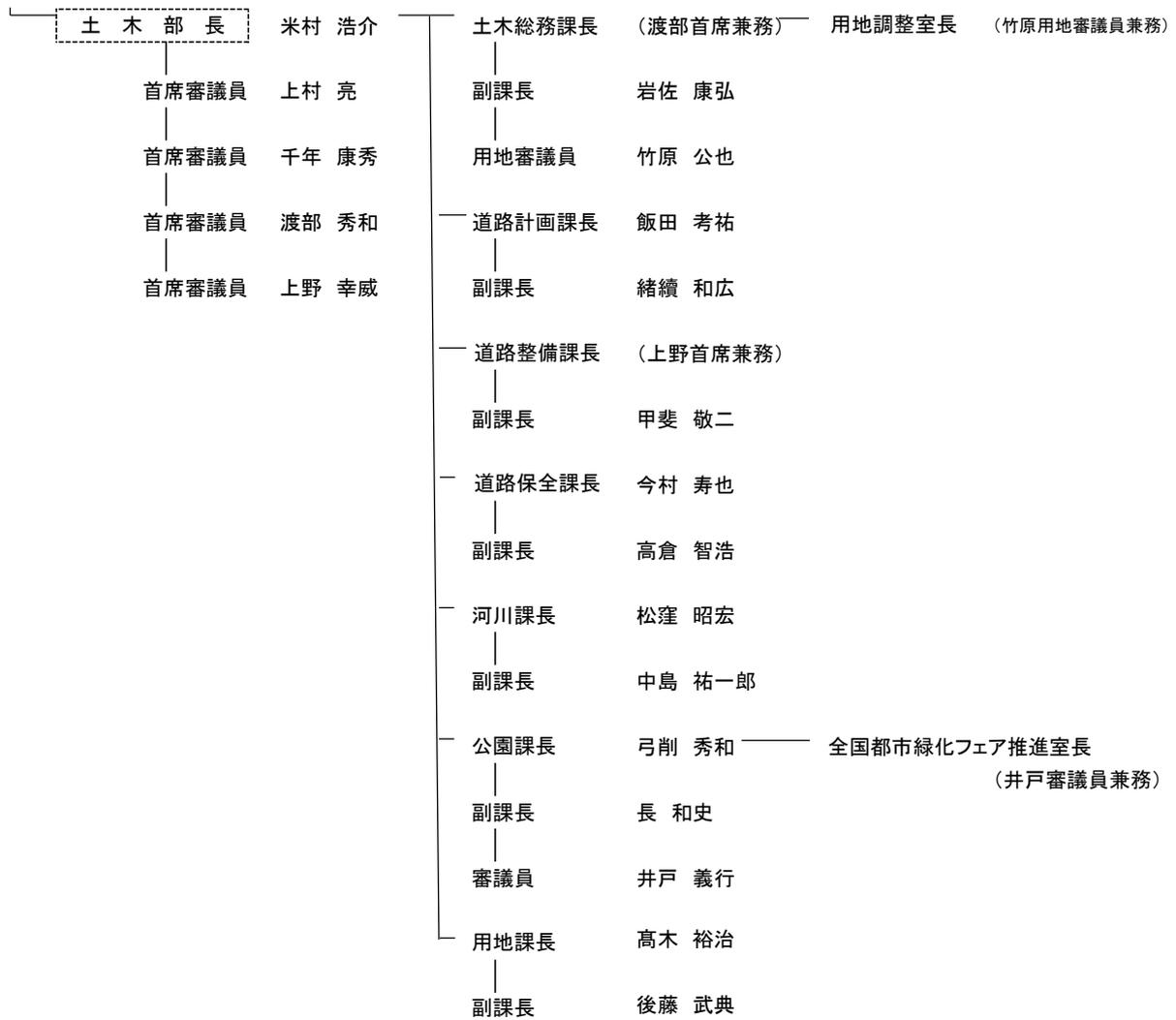
<u>組織図</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 25
<u>執行部名簿</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 26
<u>事務分掌</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 27
<u>事業概要</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 29

# 都市建設局

都市建設局組織図(室長職以上)4部 21課 4室

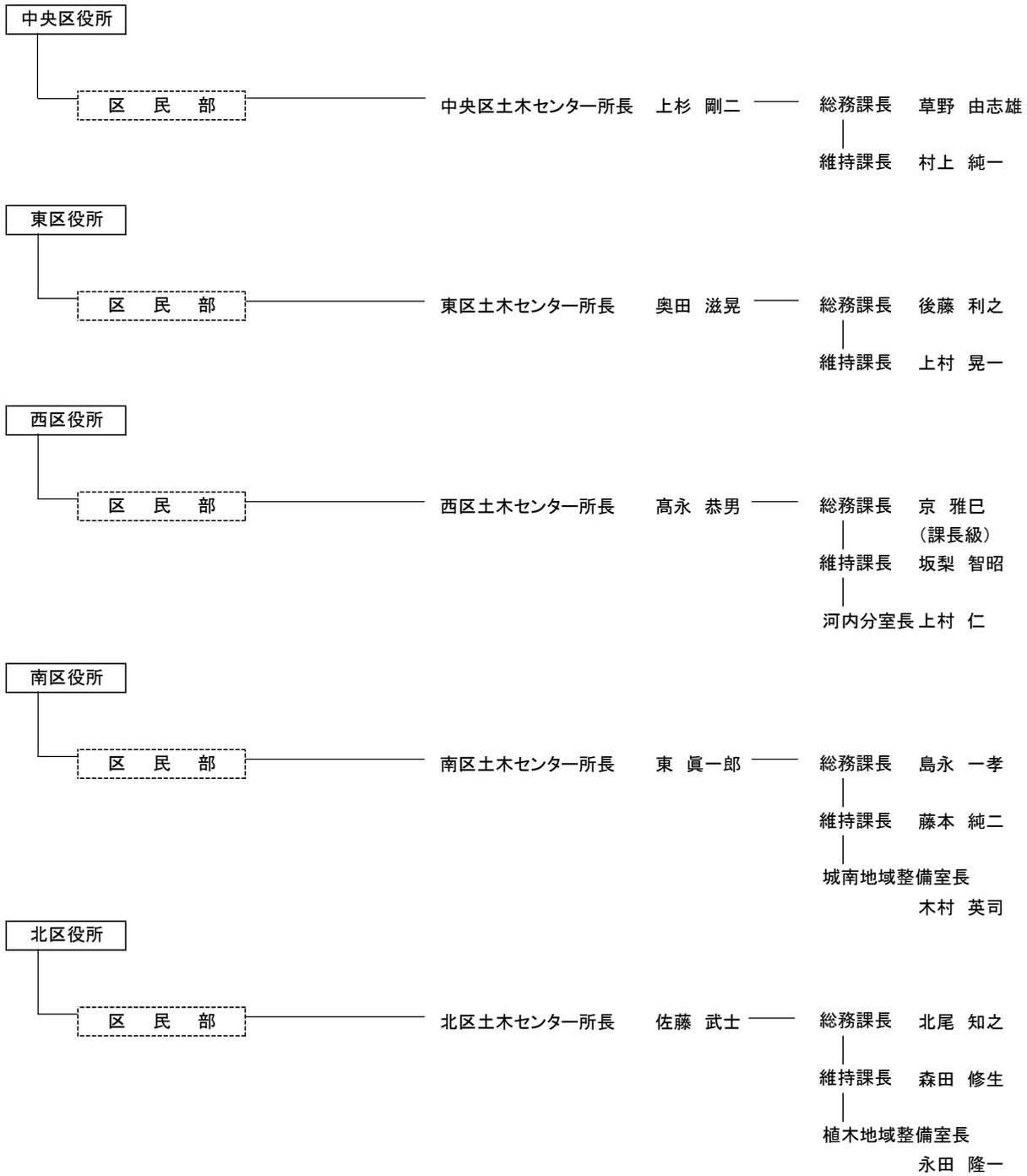
令和3年(2021年)4月





各区役所組織図(各区土木センター部分抜粋)5課 13室

令和3年(2021年)4月



都市整備委員会執行部名簿 都市建設局・各区土木センター（67名）

級	NO	職 名	氏 名	フリガナ
局長級	1	都市建設局長	井芹 和哉	イセリ カズヤ
	2	都市建設局 技監	能勢 和彦	ノセ カズヒコ
部長級	3	都市政策部長	角田 俊一	ツノダ シュンイチ
	4	住宅部長	吉住 和征	ヨシズミ カズユキ
	5	公共建築部長	東野 洋尚	トウヤ ヒロタカ
	6	土木部長	米村 浩介	ヨネムラ コウスケ
	7	都市政策部首席審議員	山本 智勇	ヤマモト チユウ
	8	都市政策部首席審議員	宮崎 晶兆	ミヤザキ アキヨシ
	9	住宅部首席審議員	杉田 浩	スギタ ヒロシ
	10	土木部首席審議員	上村 亮	ウエムラ リョウ
	11	土木部首席審議員	千年 康秀	チトセ ヤスヒデ
	12	土木部首席審議員	渡部 秀和	ワタベ ヒデカズ
課長級及び室長	13	土木部首席審議員	上野 幸威	ウエノ コウイ
	14	都市政策課長	(宮崎首席兼務)	
	15	都市政策課 副課長	並河 洋一	ナミカワ ヨウイチ
	16	交通政策課長	黒部 宝生	クロベ タカオ
	17	交通政策課 副課長	飯干 修一	イイホシ シュウイチ

都市整備委員会執行部名簿 都市建設局・各区土木センター（67名）

級	NO	職 名	氏 名	フリガナ
課長級及び室長	18	自転車利用推進室長	中田 護	ナカタ マモル
	19	市街地整備課長	上野 勝治	ウエノ ショウジ
	20	市街地整備課 副課長	酒井 伸二	サカイ シンジ
	21	都市デザイン課長	栗田 修	アワタ オサム
	22	開発指導課長	高倉 伸一	タカクラ シンイチ
	23	開発指導課 副課長	磯田 茂成	イソダ シゲナリ
	24	震災対策課長	上村 祐一	ウエムラ ユウイチ
	25	震災対策課 副課長	國武 浩稔	クニタケ ヒロトシ
	26	建築指導課長	塩田 栄一郎	シオタ エイチロウ
	27	建築指導課 審議員	荒巻 純生	アラマキ スミオ
	28	建築指導課 建築審査室長	(荒巻審議員兼務)	
	29	植木中央土地区画整理事業所長	中村 孝	ナカムラ タカシ
	30	住宅政策課長	原 和義	ハラ カズヨシ
	31	市営住宅課長	(杉田首席兼務)	
32	空家対策課長	小山 博徳	オヤマ ヒロノリ	
33	建築保全課長	平石 研吾	ヒライシ ケンゴ	
34	建築保全課 副課長	三池 史子	ミイケ フミコ	

都市整備委員会執行部名簿 都市建設局・各区土木センター（67名）

級	NO	職 名	氏 名	フリガナ
課長級及び室長	35	建築保全課 副課長	笹田 和宏	ササダ カズヒロ
	36	営繕課長	林田 敬成	ハヤシダ ヨシナリ
	37	設備課長	河田 誠二	カワタ セイジ
	38	設備課 副課長	荒木 新吾	アラキ シンゴ
	39	土木総務課長	(渡部首席兼務)	
	40	土木総務課 副課長	岩佐 康弘	イワサ ヤスヒロ
	41	土木総務課 用地審議員	竹原 公也	タケハラ キミヤ
	42	土木総務課 用地調整室長	(竹原用地審議員兼務)	
	43	道路計画課長	飯田 考祐	イイダ コウスケ
	44	道路計画課 副課長	緒續 和広	オツツキ カズヒロ
	45	道路整備課長	(上野首席兼務)	
	46	道路整備課 副課長	甲斐 敬二	カイ ケイジ
	47	道路保全課長	今村 寿也	イマムラ トシヤ
	48	道路保全課 副課長	高倉 智浩	タカクラ トモヒロ
	49	河川課長	松窪 昭宏	マツクボ アキヒロ
50	河川課 副課長	中島 祐一郎	ナカシマ ユウイチロウ	
51	公園課長	弓削 秀和	ユゲ ヒデカズ	

都市整備委員会執行部名簿 都市建設局・各区土木センター（67名）

級	NO	職 名	氏 名	フリガナ
課長級及び室長	52	公園課 副課長	長 和史	チョウ カズフミ
	53	公園課 審議員	井戸 義行	イド ヨシユキ
	54	公園課 全国都市緑化フェア推進室長	(井戸審議員兼務)	
	55	用地課長	高木 裕治	タカキ ユウジ
	56	用地課 副課長	後藤 武典	ゴトウ タケノリ
	57	中央区役所 区民部 中央区土木センター所長	上杉 剛二	ウエスギ コウジ
	58	中央区役所 区民部 中央区土木センター 総務課長	草野 由志雄	クサノ ヨシオ
	59	中央区役所 区民部 中央区土木センター 維持課長	村上 純一	ムラカミ シュンイチ
	60	東区役所 区民部 東区土木センター所長	奥田 滋晃	オクダ シゲアキ
	61	東区役所 区民部 東区土木センター 総務課長	後藤 利之	ゴトウ トシユキ
	62	東区役所 区民部 東区土木センター 維持課長	上村 晃一	ウエムラ コウイチ
	63	西区役所 区民部 西区土木センター所長	高永 恭男	タカナガ ヤスオ
	64	西区役所 区民部 西区土木センター 総務課長	京 雅巳	カナドメ マサミ
	65	西区役所 区民部 西区土木センター 維持課長	坂梨 智昭	サカナシ トモアキ
66	西区役所 区民部 西区土木センター 河内分室 長	上村 仁	ウエムラ ヒトシ	
67	南区役所 区民部 南区土木センター所長	東 眞一郎	ヒガシ シンイチロウ	
68	南区役所 区民部 南区土木センター 総務課長	島永 一孝	シマナガ カズタカ	

都市整備委員会執行部名簿 都市建設局・各区土木センター（67名）

級	NO	職 名	氏 名	フリガナ
課長級及び室長	69	南区役所 区民部 南区土木センター 維持課長	藤本 純二	フジモト ジュンジ
	70	南区役所 区民部 南区土木センター 城南地域整備室長	木村 英司	キムラ エイシ
	71	北区役所 区民部 北区土木センター所長	佐藤 武士	サトウ タケシ
	72	北区役所 区民部 北区土木センター 総務課長	北尾 知之	キタオ トモユキ
	73	北区役所 区民部 北区土木センター 維持課長	森田 修生	モリタ ノブオ
	74	北区役所 区民部 北区土木センター 植木地域整備室長	永田 隆一	ナガタ リュウイチ

令和3年度（2021年度）事務分掌（都市建設局）

網掛 =部相当組織

下線 =室相当組織

部署名	所管事務
都市政策課 19名	(1) 局内の政策その他重要事項の総合的調整に関する事。 (2) 局内事務及び部内事務の連絡調整に関する事。 (3) 局内事業の調整に関する事。 (4) 都市計画の策定及び調整に関する事。 (5) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に関する事。 (6) 土地利用計画に関する事。 (7) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく土地譲渡益重課税制度の適用除外に係る土地の譲渡予定価額審査事務に関する事。 (8) 都市計画審議会に関する事。 (9) 土地利用審査会に関する事。 (10) 都市マスタープラン策定委員会に関する事。 (11) 都市建設局指定管理者候補者選定委員会に関する事。 (12) 多核連携都市推進協議会に関する事。 (13) 課内及び開発指導課の庶務に関する事。
交通政策課 17名	(1) 公共交通に係る総合的企画及び調整に関する事。 (2) 公共交通に係る調査研究に関する事。 (3) 港湾の整備の促進に関する事。 (4) 熊本空港の利用の促進に関する事。 (5) 関係機関等との連絡調整に関する事。 (6) 公共交通協議会に関する事。
自転車利用推進室 (室) 12名	(1) 自転車の利用に係る総合的企画及び調整に関する事。 (2) 自転車の放置防止に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (3) 自転車走行空間の計画及び調整に関する事。 (4) 自転車駐車場に関する事。 (5) 自転車駐車対策等協議会に関する事。
市街地整備課 27名	(1) 中心市街地の活性化に係る総合的企画及び調整に関する事。 (2) 市街地再開発事業等に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (3) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (4) 地域拠点における都市機能の維持及び確保に関する事。 (5) 土地区画整理事業に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (6) 土地区画整理事業の総合的調整に関する事。 (7) 熊本駅周辺地域の整備及び管理に関する事。 (8) 道路に係る占用、同意及び施工承認に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (9) JR鹿児島本線等の連続立体交差事業に関連する用地交換及び調整に関する事。 (10) 駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく路外駐車場の設置及び管理に係る届出等に関する事。 (11) 桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント検討委員会に関する事。 (12) 駐車場適正配置検討委員会に関する事。
都市デザイン課 13名	(1) 景観整備に係る総合的企画及び調整に関する事。 (2) 景観法（平成16年法律第110号）及び熊本市景観条例（平成21年条例第42号）に関する事。 (3) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び熊本市屋外広告物条例（平成7年条例第73号）に関する事。 (4) 景観審議会に関する事。 (5) 歴史まちづくり協議会に関する事。 (6) 保存建築物選定委員会に関する事。
開発指導課 9名	(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為等の規制に関する事。 (2) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制に関する事。 (3) 開発審査会に関する事。

令和3年度（2021年度）事務分掌（都市建設局）

網掛 二部相当組織

下線 二室相当組織

部署名	所管事務
震災対策課 33名	(1) 平成28年熊本地震により被災した宅地の復旧支援に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (2) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業その他平成28年熊本地震により被災した宅地に係る公共事業の施行に関すること。 (3) 宅地液状化防止事業その他液状化対策事業に関すること。 (4) 液状化対策技術検討委員会に関すること。
建築指導課 20名	(1) 建築行政の企画、調整及び指導に関すること。 (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に関すること。 (3) 建築行政に関連する諸証明に関すること。 (4) 租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課税制度の適用除外に係る優良宅地及び優良住宅並びに特定住宅用地の認定事務に関すること。 (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等に関すること（技術管理課の所管に属するものを除く。）。 (6) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）に基づく除却の必要性のあるマンションの認定及び要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例の許可に関すること。 (7) 建築審査室（室）に関すること。 (8) 建築審査会に関すること。
建築審査室 （室） 15名	(1) 建築基準法に基づく確認、検査等に関すること。 (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に関すること。 (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に関すること。 (4) 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成7年熊本県条例第16号）に関すること。 (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく認定等に関すること。 (6) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号）に基づく建築物環境配慮制度に関すること。 (7) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等に関すること。 (8) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関すること。
植木中央土地区画整理事業所 9名	(1) 植木中央土地区画整理事業に関すること。 (2) その他旧鹿本郡植木町の区域に係る土地区画整理事業の推進に関すること。 (3) 熊本都市計画事業植木中央土地区画整理審議会に関すること。
住宅政策課 24名	(1) 部内事務の連絡調整に関すること。 (2) 住宅政策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること（介護事業指導室の所管に属するものを除く。）。 (4) 建築物の安全に関すること（他課の所管に属するものを除く。） (5) 市営住宅等の計画策定に関すること。 (6) 平成28年熊本地震により被災した住宅の支援に係る総合的調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (7) 応急仮設住宅の入居及び退去に関すること。 (8) マンションの適正な管理及び運営の促進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (9) 平成28年熊本地震により被災したマンションの建替え及び解体支援に関すること。 (10) 住宅審議会に関すること。 (11) 課内及び市営住宅課の庶務に関すること。

令和3年度（2021年度）事務分掌（都市建設局）

網掛 二部相当組織

下線 二室相当組織

部署名	所管事務
市営住宅課 20名	(1) 市営住宅等の整備に関すること。 (2) 市営住宅等の入居、退去及び財産管理等に関すること（他課の所管に属するものを除く。） (3) 市営住宅等の家賃及び駐車場使用料の徴収に関すること。 (4) 市営住宅等の維持補修に関すること。
空家対策課 9名	(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に関すること（他課の所管に属するものを除く。） (2) 熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（平成25年条例第80号）に関すること（他課の所管に属するものを除く。） (3) 熊本市空家等対策計画に関すること（他課の所管に属するものを除く。） (4) 空家等対策協議会に関すること。 (5) 特定空家等措置審議会に関すること。
建築保全課 23名	(1) 部内事務の連絡調整に関すること。 (2) 市有建築物の建築工事及び設備工事に係る調査、計画及び技術支援に関すること。 (3) 市有建築物に係る長寿命化の推進に関すること。 (4) 市有建築物に係る保守点検及び定期点検の実施及び技術支援に関すること（他課の所管に属するものを除く。） (5) 課内、営繕課及び設備課の庶務に関すること。
営繕課 24名	(1) 建築工事及び設備工事の施工技術に係る総括及び調整に関すること。 (2) 建築工事及び設備工事の技術基準及び積算基準に関すること。 (3) 市有建築物に係る建築工事の施行及び技術支援に関すること。
設備課 23名	(1) 市有建築物に係る設備工事の施行及び技術支援に関すること。 (2) 電気工作物保安規程に関すること。
土木総務課 30名	(1) 部内事務の連絡調整に関すること。 (2) 土木関連事業の企画及び調整に関すること。 (3) 土木関連事業に係る連絡調整に関すること。 (4) 土木関連事業に係る予算の総括に関すること。 (5) 道路、河川及び熊本市法定外公共物管理条例（平成16年条例第60号）に規定する法定外公共物（以下「法定外公共物」という。）（農道を除く。）に係る財産管理の総括に関すること。 (6) 道路に係る認定、廃止、変更等の総括に関すること。 (7) 道路に係る占用、同意及び施工承認の総括に関すること。 (8) 河川に係る占用、使用、同意及び施工承認の総括に関すること。 (9) 道路及び河川の占用許可の更新（2以上の土木センターの各所管区域において複数の許可を受けている者に係るものに限る。）に関すること。 (10) 法定外公共物（農道を除く。）に係る使用、同意及び施工承認の総括に関すること。 (11) 車両通行制限に関すること。 (12) 軌道法（大正10年法律第76号）に基づく認可等に関すること。 (13) 地籍調査に関すること。 (14) 用地調整室（室）に関すること。 (15) 課内、道路計画課、道路整備課、道路保全課、河川課、公園課及び用地課の庶務に関すること。
用地調整室 （室） 6名	(1) 用地補償の指導、審査及び総合的調整に関すること。 (2) 損失補償基準に関すること。 (3) 財産の取得及び処分等に係る不動産等価格の審査等に関すること。 (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に関すること。 (5) 地価公示に関すること。 (6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）に関すること。 (7) 用地取得に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）に基づく代執行に関すること。
道路計画課 11名	(1) 道路、都市計画道路及び橋りょうの整備計画に関すること。 (2) 道路及び橋りょうに係る建設及び改良工事の総括に関すること。 (3) 都市計画道路に係る建設の総括に関すること。 (4) 広域道路ネットワークに関すること。
道路整備課 22名	(1) 都市計画道路に係る建設に関すること。 (2) 地域高規格道路等の建設に関すること。 (3) 道路及び橋りょうに係る建設及び改良工事に関すること。

令和3年度（2021年度）事務分掌（都市建設局）

網掛 = 部相当組織

下線 = 室相当組織

部署名	所管事務
道路保全課 20名	(1) 道路及び橋りょうに係る保全事業の総括に関する事。 (2) 法定外公共物である道路（農道を除く。）に係る改良工事及び維持管理の総括に関する事。 (3) 道路及び橋りょうに係る長寿命化及び耐震化に関する事。 (4) 道路に係る環境整備に関する事。 (5) 自転車走行空間の整備に関する事。 (6) 道路の附属物の機能保全に関する事。 (7) 河川管理施設に係る設備の新設及び改良工事並びに維持管理に関する事。 (8) 公共下水道の雨水事業に係る設備の維持管理に関する事。 (9) 街路樹再生計画策定委員会に関する事。
河川課 14名	(1) 治水対策の総合的計画及び調整に関する事。 (2) 浸水解消対策に関する事。 (3) 河川に係る改修に関する事。 (4) 河川に係る改良工事及び維持管理の総括に関する事。 (5) 法定外公共物である河川等に係る新設、改良工事及び維持管理の総括に関する事。 (6) 公共下水道の雨水事業に係る施設の維持管理の総括に関する事。 (7) 河川管理施設に係る建設に関する事。 (8) 河川管理施設に係る改良工事及び維持管理の総括に関する事。 (9) 道路及び河川に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく国庫負担申請に関する事。 (10) 雨水浸透ます設置助成事業に関する事。 (11) 公有水面の埋立てに関する事（漁港を除く。）。 (12) 河川整備計画策定委員会に関する事。
公園課 9名	(1) 公園の整備計画に関する事。 (2) 公園に係る建設、改良工事及び維持管理の総括に関する事。 (3) 公園に係る利活用の総括に関する事。 (4) 公園に係る財産管理の総括に関する事。 (5) 公園に係る占用、使用及び同意の総括に関する事。 (6) 公園愛護会の総括に関する事。 (7) 水前寺江津湖公園に係る事務の総括に関する事。 (8) 全国都市緑化フェア推進室（室）に関する事。 (9) 公募対象公園施設設置等予定者選定委員会に関する事。
全国都市緑化フェア推進室 （室） 20名	(1) 全国都市緑化フェアの開催に関する事。 (2) 水前寺江津湖公園利活用・保全計画に関する事。 (3) 水前寺江津湖公園利活用・保全推進協議会に関する事。
用地課 22名	(1) 公共事業の施行に係る用地等の取得及びこれに伴う損失の補償に関する事。

令和3年度（2021年度）事務分掌（各区土木センター）

網掛 一部相当組織  
下線 二室相当組織

部署名	所管事務
各区土木センター 総務課 (各区土木センター室) 87名	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1) 土木センターの庶務に関すること。 (2) 土木センターの予算の総括に関すること。 (3) 道路、河川及び熊本市法定外公共物管理条例(平成16年条例第60号)に規定する法定外公共物(以下「法定外公共物」という。)(農道を除く。)に係る財産管理に関すること。 (4) 道路に係る認定、廃止、変更等に関すること。 (5) 道路に係る占用及び同意に関すること。 (6) 地籍調査の成果の写しの閲覧及び交付に関すること。 (7) 河川に係る占用、使用及び同意に関すること。 (8) 法定外公共物(農道を除く。)に係る使用及び同意に関すること。 (9) 道路、河川及び法定外公共物(農道を除く。)に係る施工承認に関すること。 (10) 私道整備補助事業に関すること。 (11) 港湾施設、港湾区域、海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係る占用及び使用に関すること(西区土木センターに限る。) (12) 土木センターの相談業務の総括に関すること。
各区土木センター 維持課 (各区土木センター室) 127名	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1) 道路及び橋りょうに係る改良工事及び維持管理に関すること。 (2) 法定外公共物である道路(農道を除く。)に係る改良工事及び維持管理に関すること。 (3) 道路及び法定外公共物(農道を除く。)に係る施工承認に関すること。 (4) 浸水解消対策に関すること。 (5) 河川及び河川管理施設に係る改良工事及び維持管理に関すること。 (6) 法定外公共物である河川等に係る新設及び改良工事並びに維持管理に関すること。 (7) 公共下水道の雨水事業に係る施設の維持管理に関すること。 (8) 公有水面に関すること。 (9) 河川に係る施工承認に関すること。 (10) 県との協定に基づき実施する県が管理する河川の清掃に関すること。 (11) 公園に係る建設、改良工事、維持管理及び利活用に関すること。 (12) 公園に係る財産管理に関すること。 (13) 公園に係る占用、使用及び同意に関すること。 (14) 公園愛護会に関すること。 (15) 水前寺江津湖公園に関すること(東区土木センターに限る。) (16) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業その他平成28年熊本地震により被災した宅地に係る公共事業施行後の維持管理に関すること。
河内分室 (西区土木センター室) 5名	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1) 市道及び橋りょう(市道に関するものに限る。)に係る改良工事及び維持管理に関すること。 (2) 法定外公共物である道路(農道を除く。)に係る改良工事及び維持管理に関すること。 (3) 市道及び法定外公共物(農道及び河川等を除く。)に係る施工承認に関すること。
城南地域整備室 (南区土木センター室) 5名	次の事務で旧下益城郡城南町の区域におけるものに限る。 (1) 市道及び橋りょう(市道に関するものに限る。)に係る維持管理に関すること。 (2) 法定外公共物のうち道路(農道を除く。)に係る維持管理に関すること。 (3) 法定外公共物のうち河川等に係る新設、改良工事及び維持管理に関すること。 (4) 市道及び法定外公共物(農道を除く。)に係る施工承認に関すること。 (5) 公園に係る維持管理に関すること。
植木地域整備室 (北区土木センター室) 10名	次の事務で旧鹿本郡植木町の区域におけるものに限る。 (1) 市道及び橋りょう(市道に関するものに限る。)に係る維持管理に関すること。 (2) 法定外公共物のうち道路(農道を除く。)に係る維持管理に関すること。 (3) 法定外公共物のうち河川等に係る新設、改良工事及び維持管理に関すること。 (4) 市道及び法定外公共物(農道を除く。)に係る施工承認に関すること。 (5) 公園に係る維持管理に関すること。



<p>④地域の特性を活かしたまちづくり</p>	<p>○地域拠点におけるまちづくりについて 15箇所地域拠点において、過年度調査により把握した地域特性を踏まえ、ワークショップの開催や地域の魅力向上などを通じて、まちづくりの方向性を検討し、地域主体によるまちづくりの実現に向けた機運醸成や施策実現への合意形成を図る。</p>
<p>⑤都市デザイン推進事業</p>	<p>○歴史まちづくり事業 歴史的風致維持向上計画に基づく各種事業を展開するとともに、所有者、事業者、市民等と連携し、歴史的建造物の保存・活用を推進し、地域の魅力を広く情報発信する。 また、新町・古町地区及び川尻地区において町屋等の保存・活用の支援を行うことで、歴史を活かした町並みづくりを推進する。</p> <p>○まちなか再生・防災力向上支援 災害に強く魅力と活力ある中心市街地の創造に向けて、中心市街地における既存建築物の建替えを促進する。</p> <p>○景観デザインの推進 昨年の公共サインガイドラインの策定に引き続き、民間向けの屋外広告物のガイドライン策定や良好な景観形成に向けた普及啓発、景観誘導施策の検討を行う。</p>
<p>【復旧・復興】 ⑥宅地耐震化推進事業</p>	<p>○熊本地震により、民間宅地において液状化が発生し、地盤沈下や地割れなどによる家屋の損壊や傾斜などの甚大な被害が生じた。引き続き、今後の災害の防止、及び公共施設と一体的な宅地の復旧等の宅地液状化防止対策を実施して行く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地液状化防止事業 (近見地区)</li> </ul>
<p>【復旧・復興】 ⑦宅地復旧支援事業</p> <p>(交通政策関係)</p>	<p>○熊本地震により、民間宅地においてがけ崩れや液状化などにより、地盤沈下や地割れなどによる家屋の傾斜、擁壁の崩壊などの甚大な被害が生じたことから、平成29年3月13日から県復興基金を活用し、宅地の復旧支援を行っている。</p>

<p>⑧バス交通運行効率化関係経費</p>	<p>○共同経営推進室が行う共同経営計画第2版の策定、新サービスの実証実験等に対して支援を行う。</p> <p>○本年4月3日に、まちなかループバスを運行（社会実験）開始した。今後、回遊性、アクセス性の向上に向け、利用増進方策の検討、実施を進める。</p>
<p>◎新規リサイクルバス推進経費</p>	<p>○公共交通等のシームレス化による利便性向上を図るため、交通事業者や関係団体と協議をしながら、熊本の実情に即した“熊本版 MaaS”の導入に関して方向性を整理する。</p> <p>○公共交通ネットワーク全体を維持しながら効率化を図るため路線バスの代替として最適な交通手段の検討を行う。</p>
<p>⑩自転車活用推進計画事業</p>	<p>○熊本市自転車活用推進計画の施策を実施する。</p> <p>【条例改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放置自転車対策中心の条例に、自転車安全利用の項目を追加改正する。</li> </ul> <p>【駐輪場のあり方検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な駐輪場の運営を目指すため、駐輪場の有料化拡大を含めた検討を行う。</li> </ul> <p>【植木駅駐輪場の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR植木駅前の整備に合わせて、駐輪場を整備する。</li> </ul>
<p>(建築関係)</p> <p>【復旧・復興】</p> <p>⑪被災者住宅支援事業</p>	<p>○応急仮設住宅（みなし仮設、プレハブ仮設）</p> <p>熊本地震により住居に被害を受け、自らの資力では住居が確保できない方に対しては、民間賃貸住宅を市が借上げる「みなし仮設住宅」および「建設型仮設住宅（プレハブ）」を被災者に提供している。現在、自宅再建で契約を交わしているが、工期の関係で供与期間までに退去できないやむを得ない等の理由がある場合の17世帯については、供与期間延長の手続きを進めている。また、プレハブ仮設については、昨年度をもって全戸退去となったため解体を行う。</p>
<p>【復旧・復興】</p> <p>⑫耐震化促進事業</p>	<p>○民間建築物耐震化促進に向けた支援策の活用促進</p>

	<p>熊本地震において大きな被害が生じた戸建木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震改修の助成制度の活用促進を図る。昨年度、熊本市耐震改修促進計画を改定し、令和8年度までに戸建木造住宅の耐震不足をおおむね解消することを目標としている。</p>
<p>⑬ブロック塀等安全対策緊急支援事業</p>	<p>○平成30年6月に発生した大阪北部地震での事故を教訓に道路及び公園等に接する危険なブロック塀等の撤去促進を図る。なお、本緊急事業は、今年度末で終了。</p>
<p>⑭被災マンション建替事業</p>	<p>○被災マンションの建替え等を推進 国の補助事業や基金を活用し、建替えに要する費用の一部補助を行う。</p>
<p>⑮マンション適正管理支援事業</p>	<p>○分譲マンションの適正な管理運営の促進 建物の老朽化、居住者の高齢化など、管理運営の懸念から、職員が管理組合へ直接訪問し、適正管理に向けた情報提供や相談対応を行う。 また、管理組合が行う管理規約の整備や旧耐震の建物への耐震化に取り組む。</p>
<p>⑯マンション管理適正化推進計画事業</p>	<p>○熊本市マンション管理適正化計画の策定 マンション管理適正化法の改正による国の基本方針に基づき、本市におけるマンション管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項等を定める計画を策定する。</p>
<p>⑰空家等対策事業</p>	<p>○空家等問題に関する広報、パンフレット配布、出前講座及び市民向けセミナー等の啓発事業を実施し、空家問題の発生・管理不全の抑制を図る。</p> <p>○管理不全で危険な空家等の所有者へ適正管理を促すとともに、危険が切迫する場合は熊本市特定空家等措置審議会で意見を諮り行政処分を進める。 また、周辺に悪影響を及ぼす危険な空家等に対して除却費を補助し、自主的な解体を促進する。</p> <p>○空き家の所有者と利活用希望者を結びつけるために、昨年度、創設した空き家バンクを軸に不動産事業者等と連携</p>

<p>(住宅関係)</p>	<p>し空き家の市場流通を促進する。また、移住、定住の促進等による空家等の活用に関する取組を推進するため、庁内関係課と情報の共有化や連携の強化を図る。さらに空き家利活用に関するパンフレットを新たに作成するなどして市内の中古住宅の流通促進を図る。</p>
<p>⑱市営住宅長寿命化計画の推進</p>	<p>○建物の長寿命化に資する予防保全としての管理修繕等を行い、また、将来的な需要見直しを踏まえ管理戸数の適正化を図っていく。</p>
<p>⑲市有建築物の長寿命化推進</p>	<p>○保全マネジメントの強化</p> <p>市有建築物の老朽化の進行に伴い、長寿命化に向けた適正な保全を図るため、施設保全責任者の責務や保全体制等を明確化した市有建築物保全要綱を昨年度制定した。</p> <p>今年度は、この要綱の周知や研修等により施設保全責任者の意識を啓発するとともに、定期点検等で指摘された事項のフォローアップを行うことにより、不具合の早期発見早期解消に努め、保全マネジメントを強化する。</p>
<p>(土木関係)</p> <p>⑳都市計画道路整備事業</p>	<p>○市街地の道路交通の円滑化や利便性、歩行者の安全性、住環境の向上並びに都市防災機能の強化を図る。</p> <p>【国県道】</p> <p>池田町花園線、新町戸坂線、上熊本弓削線等継続路線の事業を推進する。</p> <p>【市道】</p> <p>花園池亀線外1線、上熊本駅西口線、池田町花園線外1線等継続路線の事業を推進する。</p>
<p>㉑幹線道路整備事業</p>	<p>○熊本市中心部のみならず周辺地域の幹線となる道路網を整備し、市民生活の安全性、利便性の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域高規格道路である県道砂原四方寄線及び関連する県道池上インター線等の幹線道路の事業を推進する。また、国道501号（飽田バイパス）等の幹線道路の事業を推進する。</li> </ul>
<p>㉒道路環境整備事業</p>	<p>○歩道のバリアフリーや自転車走行環境の整備など、安全で快適な道路交通環境を確保し、人に優しい道づくりを</p>

	<p>行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 電線共同溝整備事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>【国県道】 国道 266 号の事業を推進する。</li> <li>【市道】 二本木 3 丁目世安町第 1 号線、本荘 5 丁目帯山 9 丁目第 1 号線（産業道路）等の事業を推進する。</li> </ul> </li> <li>• 交通安全施設整備事業（交差点改良） <ul style="list-style-type: none"> <li>【国県道】 四方寄熊本線（京町工区）、託麻北部線（龍田 8 丁目）等の事業を推進する。</li> </ul> </li> <li>• 交通安全施設整備事業（歩道整備） <ul style="list-style-type: none"> <li>【国県道】 熊本浜線、熊本空港線（長嶺東工区）他</li> <li>【市道】 長嶺東 7 丁目第 2 号線、鹿子木町硯川町第 1 号線の整備を推進する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>②③道路交通対策推進事業</p>	<p>○九州各地との連携を高め、物流・人流を加速させる新たな広域道路ネットワークの着実な実現のため、国・県と連携し取り組む。</p> <p>○熊本環状連絡道路の事業化 熊本西環状道路～九州縦貫自動車道（3km）の国直轄による計画段階評価着手を要望する。</p> <p>○熊本環状道路整備（国）の促進 国道 3 号植木バイパスの整備、同北バイパスの 4 車線化の促進を要望する。</p> <p>○大津熊本道路整備（国）の促進 熊本～大津間（21km）の整備促進を要望する。</p>
<p>②④道路橋梁維持補修事業</p>	<p>○計画的かつ効率的な道路や橋梁の補修等を行い、安全で快適な道路環境の確保を図る。</p> <p>○橋梁長寿命化修繕事業 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁補修を実施していく。</p>

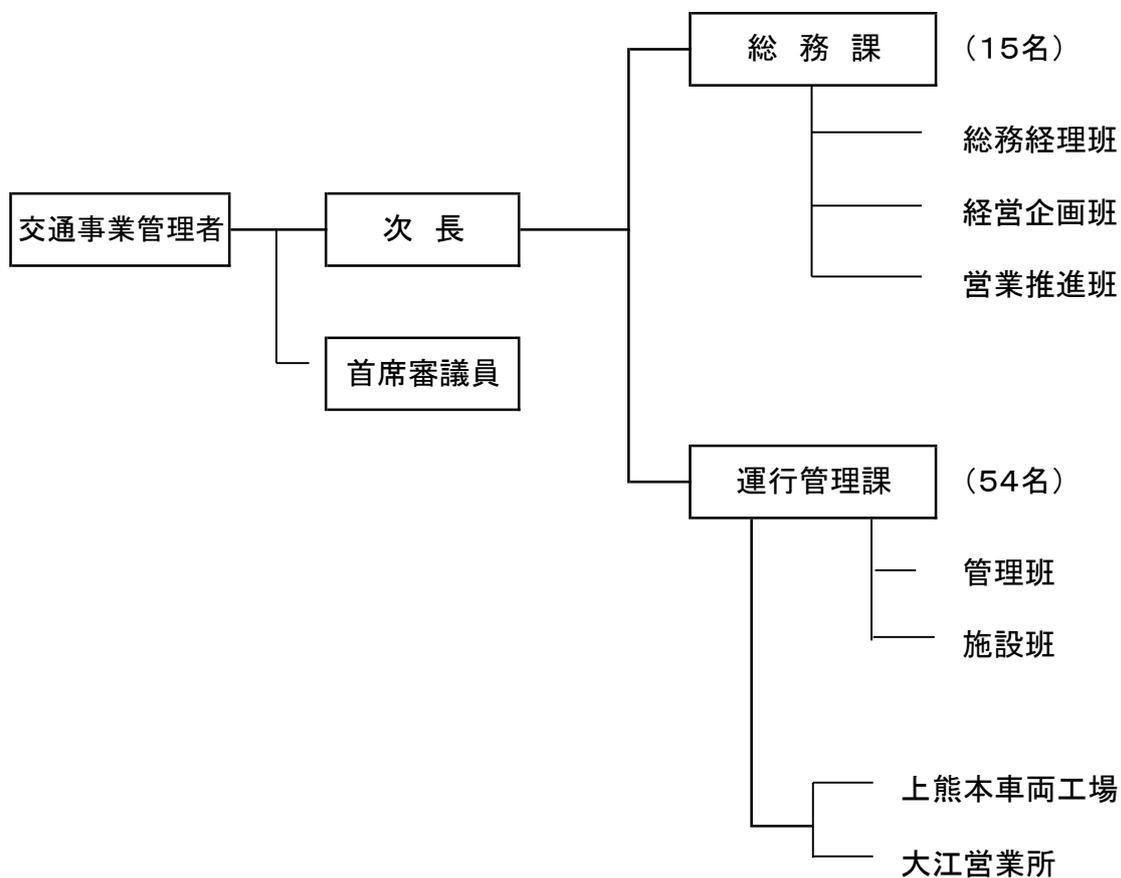
	<p>【国県道】熊本港大橋 外 26 橋 【市 道】新世安橋 外 75 橋</p>
<p>②⑤道路橋梁防災対策事業</p>	<p>○災害から市民の生命財産を守り、被害を最小限に抑えるため、橋梁等の防災・震災対策を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八王寺跨線橋 外 10 橋</li> </ul>
<p>②⑥地籍調査事業</p>	<p>○市民及び公共の土地情報の保全、管理のため地籍調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地籍調査事業 西区池上町外区域 (0.48 k m<sup>2</sup>)</li> <li>・(植木町) 地籍調査事業 北区植木町小野・石川区域 (0.33 k m<sup>2</sup>)</li> <li>・都市再生地籍調査事業 中央区帯山 1 丁目外区域 (0.39 k m<sup>2</sup>)</li> </ul>
<p>②⑦河川整備事業等</p>	<p>○洪水や都市型水害による被害の防止・軽減のため河川改修等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域河川改修事業 鶯川等の河道を整備する。</li> <li>・総合流域防災事業 旧天明新川の河道を整備する。</li> <li>・流域貯留浸透事業 鶯川調整池の貯留量を増加させる。</li> <li>・浸水解消対策事業 上立田地区の排水路を整備する。</li> <li>・公共下水道事業(雨水) 雨水管理総合計画策定に向けて、対策候補地区の選定や降雨強度の見直しを実施する。また井芹川第 8・10 排水区等、重点 6 地区の浸水対策事業を実施する。</li> <li>・国県管理河川の改修促進 立野ダムを含む白川水系白川、緑川水系緑川・浜</li> </ul>

<p>⑳公園整備・改修・維持管理事業</p>	<p>戸川、菊池川水系合志川等の改修を事業主体である国等に要望する。</p> <p>○全国都市緑化フェア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催年となる本年度は、メイン会場となる施設の基盤整備等と併せ、フェア会場の設営や行催事、観客誘致策や広報宣伝などを行う一方、新型コロナウイルス感染症の感染状況なども見極めながら、開催に向けての準備を着実に進めていく。</li> <li>・併せて、メイン会場の一つである水前寺江津湖公園における利活用・保全の取組を推進する。</li> </ul> <p>○市民の憩いの場である公園の適切な維持管理と計画的な整備を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働、民間活力の導入による公園の管理運営と魅力ある公園づくり。</li> <li>・市民が安全で安心して公園を利用できるよう、公園施設長寿命化計画の策定及びその計画に基づく施設の更新や改修を実施。</li> </ul>
------------------------	--

交 通 局

# 交通局組織図

令和3年(2021年)4月



※ 職員数 190名

(内訳:職員 72名 再任用職員 14名 会計年度任用職員 104名)

都市整備委員会執行部名簿 交通局（5名）

級	NO	職 名	氏 名	フリガナ
交通 局	1	交通事業管理者	古庄 修治	フルショウ シュウジ
	2	交通局次長	河本 英典	カワモト ヒデノリ
	3	交通局首席審議員兼総務課長	伊藤 幸喜	イトウ コウキ
	4	総務課副課長	前田 憲志	マエダ ケンシ
	5	運行管理課長	松尾 達哉	マツオ タツヤ

# 令和3年度（2021年度）事務分掌（交通局）

下線 = 室相当組織

部署名	所管事務
<p>総務課 15名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 局の組織に関すること。</li> <li>(2) 局の経営会議に関すること。</li> <li>(3) 局内の政策その他重要事項の総合的調整及び局内事務の連絡調整に関すること。</li> <li>(4) 交通事業の総合的企画及び財政計画に関すること。</li> <li>(5) 交通事業に関する統計、年報、諸調査及び資料の収集に関すること。</li> <li>(6) 公印の管理に関すること。</li> <li>(7) 条例及び規程の制定改廃に関すること。</li> <li>(8) 職員の任用、服務、表彰その他身分取扱いに関すること（運行管理課の所管事項に係るものを除く。）。</li> <li>(9) 地方公務員法22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下、「会計年度任用職員」という。）の任用に関すること。</li> <li>(10) 職員の給与、退職手当に関すること。</li> <li>(11) 労働組合に関すること。</li> <li>(12) 職員の公務災害、労働安全及び衛生管理に関すること。</li> <li>(13) 共済組合に関すること。</li> <li>(14) 庁舎の管理及び庁内取締りに関すること。</li> <li>(15) 安全衛生委員会の運営に関すること。</li> <li>(16) 運賃の改定に関すること。</li> <li>(17) 交通事業運営審議会に関すること。</li> <li>(18) 局の広報に関すること。</li> <li>(19) 予算の編成、管理及び調整に関すること。</li> <li>(20) 決算に関すること。</li> <li>(21) 企業債に関すること。</li> <li>(22) 資金計画及び一時借入金に関すること。</li> <li>(23) 現金、有価証券及び乗車券の出納保管に関すること。</li> <li>(24) 土地建物の取得処分及び固定資産の総括管理に関すること。</li> <li>(25) 物品の購入及び修理の契約に関すること。</li> <li>(26) 不用品の処分に関すること。</li> <li>(27) 工事等の請負契約及びそれに係る検査に関すること。</li> <li>(28) 支払の審査及び執行に関すること。</li> <li>(29) 貯蔵品の出納保管に関すること。</li> <li>(30) 両替金に関すること。</li> <li>(31) 交通局外側広告審査会に関すること。</li> <li>(32) 乗車券の発売及び収入金の審査払込みに関すること（運行管理課に係るものを除く。）。</li> <li>(33) 運賃の審査払込みに関すること。</li> <li>(34) 定期券等の発行に関すること。</li> <li>(35) 広告等の契約に関すること。</li> <li>(36) 遺留品の取扱いに関すること。</li> <li>(37) ICカードの取扱いに関すること。</li> <li>(38) 乗客誘致、その他営業推進に関すること。</li> <li>(39) その他、他課に属しない事項。</li> </ul>

## 令和3年度（2021年度）事務分掌（交通局）

下線 = 室相当組織

部 署 名	所 管 事 務
運行管理課 26 名	(1) 電車運行計画に関する事。 (2) 電車の配車、操車、運転、保安に関する事。 (3) 電車乗務員等の指導及び監督に関する事。 (4) 電車事故防止及び処理に関する事。 (5) 事故賠償に関する事。
<u>上熊本車両工場</u> 10 名	
大江営業所 18 名	
合計 54 名	
	(6) 所管に係る諸設備の建設、改良、補修、維持管理に関する事。 (7) 電車車両の諸検査に関する事。 (8) 受電、配電及び変電に関する事。 (9) 請負工事の契約及び監督並びに検査に関する事。 (10) 受託及び補助事業に関する事。 (11) 局内建物、電気、水道設備等の営繕に関する事。 (12) 乗車券の発売及び収入金の審査払込みに関する事（電車の車内及び所管の営業所で販売したものに限る。）。 (13) 所属職員の服務に関する事。 (14) 報酬及び所属の会計年度任用職員の給与の支払に関する事。 (15) 所属職員の表彰者の推薦に関する事。 (16) 職員の被服の貸与に関する事。 (17) 交通事業安全推進委員会の運営に関する事。

事業名	事業概要
令和3年度(2021年度)重点事業	
軌道事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全・安心な運行体制の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・九品寺交差点から大甲橋手前付近と動植物園電停付近の軌条交換工事を実施するとともに、右折自動車との事故防止対策として、カラー舗装等を着実に進める。</li> </ul> </li>   <li>○質の高いサービスの提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行情報に加え、観光・文化情報等を発信するデジタルサイネージ(電子案内板)を導入する。</li> <li>・多両編成車両に対応するための施設改修や、窓口での手続が不要となるモバイル定期券を導入する。</li> <li>・その他、電停のバリアフリー化や、運賃のキャッシュレス化も継続して推進し、更なる利便性の向上を図り、利用者増につなげる。</li> </ul> </li>   <li>○経営基盤の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市電が将来に渡って持続安定的で効率的な運行ができるよう、現状の経営分析や将来の見込みを予測し、最適な経営形態や運行のあり方などについて、委託調査の実施のうえ検討を進める。</li> </ul> </li> </ul>